主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨二に関する原判決の法律上の判断は正当であり、その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克

裁判官谷村唯一郎は退官したので署名押印できない。

裁判長裁判官 小 谷 勝 重